

第 29 号議案

加東市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

加東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市手数料条例の一部を改正する条例

加東市手数料条例（平成 18 年加東市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「現金をもって」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第29号議案 要旨

加東市手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

手数料の徴収について、手数料を徴収する他の条例との整合性を取るため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

手数料の徴収に係る文言を改めること。（第2条関係）

3 施行期日 公布の日

